

2008年12月26日

大 阪 市 長
平 松 邦 夫 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 川 口 清 一
大 阪 市 地 域 協 議 会
議 長 須 川 伊 和 夫

「2009(平成21)年度政策・予算」に対する要請

貴職の日頃よりの住民生活の向上にむけた行政・施策の推進に敬意を表します。

さて、私ども連合大阪は、大阪府域で働く42万人の労働者を組織する労働団体で、大阪で働く者を代表する組織と自負しております。しかし、単に組織された労働者の視点だけでなく880万府民の生活者としての視点で、広く社会運動団体としての活動も進めております。私たち連合大阪は「労働を中心とする福祉型社会」を目指しており、大阪府域において、良質な雇用、公正な労働、安全、安心で活気ある社会を実現させるべく、従来から様々な観点で政策提言・要請を行ってまいりました。

今回、連合大阪として以下の考え方を基本に「2009(平成21)年度 政策・予算に対する要請」をまとめました。

1点目は、「労働・雇用策の充実、強化」であります。

府民生活を営む上での基本は「働く」ことに他なりません。大人が安心して働ける社会が実現してこそ「子どもの笑顔」にもつながります。関係法令が遵守された労働環境で、すべての府民が安定的に働いて、必要に応じて職業能力開発が行える政策、事業の拡充、強化が必要です。特に就職困難層と呼ばれる人たちへの対策強化は急務と考えます。

2点目は、「産業政策の強化、拡充」であります。

先端産業と府内関連産業との融合を図りつつ、中小企業への支援施策を拡充し、大阪総体としての産業発展に結びつける施策が必要です。産業の発展が、府民の雇用を守り広げることにつながり、また、財政改革(税収増)にもつながるものに他ならないからです。

3点目は「すべての人が安全に、安心して暮らせる社会の実現」であります。

安全はすべての基本です。今後とも安全はすべてに優先するという基本スタンスは堅持すべきです。すべての人が安心して暮らせる社会の実現は、老若男女を問わずすべての人の人権が守られる平和な社会の実現でもあり、そんな大阪を生活者のすべてが望んでいます。

4点目は大阪市地域協議会として各地区協議会の意見を聞きながら、個別具体的課題についてまとめた内容です。

こうした考え方を基本に要請をおこなっております。これらの趣旨を十分におくみとりいただきながら「元気で住みやすい、安心と安全の街づくり」にむけた行政運営に是非とも反映いただくよう要請する次第です。

(※いただいたご回答は、連合大阪ホームページなどに掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください)

1. 雇用・労働施策

- (1)雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを、有効に関連付け、良質な雇用の確保、拡大につなげること。
- (2)大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みを継続、もしくは新たな政労使の協議の場を設置すること。
- (3)若年者、高齢者、母子家庭の母、障がい者、ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実、強化などよりキメ細かな取り組みを強化すること。
- (4)改正最低賃金法や労働契約法、パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業、経営者団体等に指導を行うこと。
- (5)ワークルールの遵守を徹底させるため、総合評価入札制度に労働法遵守の項目を盛り込むとともに、対象事業を拡大すること。また委託先の最低賃金として少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書、仕様書において定めること。さらに公契約条例の制定に向けても検討を行うこと。
- (6)「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨が周知、徹底させるよう対策を行うこと。

2. 経済・産業・中小企業施策

- (1)府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積(例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業)と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。
- (2)企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。
- (3)大阪府とも連携し中小、地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。
 - ①使いやすい融資制度の拡充
 - ②地場企業への官公需の優先発注

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

① 住民の安心、安全を最も重視すること。

② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。

③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう合意を得ながら進めること。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実にむけた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど実効性のある対策を講じること。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間、労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など事業者に対して指導監査を実施すること。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障害者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスが利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(4) 昨今、増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進

施策の充実を図ること。

5. 子ども教育・男女平等施策

- (1) 男女がともに働きながら安心して子どもを生み、育てられる環境づくりは社会の継続性の上からも重要です。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定の次世代育成支援行動計画を以下の観点から充実、強化を図ること。
 - ① 保育所の待機児童の早期解消
 - ② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充(休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など)
 - ③ 地域コミュニティとのかかわりを検討し、総合的な子育て支援体制の強化
 - ④ 保育現場での不安定雇用の増加は、保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

- (2) 市町村において策定の次世代育成支援行動計画に基づき、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

- (3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など、労働関係法令の基礎知識にかかわる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の機会拡充と情報提供を積極的に推進すること。

- (4) 児童虐待防止法に対応した対策の充実と児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

- (5) 「配偶者暴力防止法」の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

- (6) 市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

- (1) 地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用に繋がる公共交通利用を更に推進すること、③民生部門(家庭・オフィス)など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。
- (2) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減、および同廃棄物をバイオなどでの有効活用するための施策を講ずること。
- (3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。
- (4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。
- (5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。
- (6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。
- (7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

《大阪市地域協議会》

1 「元気アップ大阪」構想について

大阪市は本年10月「元気アップ大阪」ビジョンを発表し、来年度以降重点的に推進して行くこととしており、その具体化の方策として「協働」の理念を強く打ち出しています。

「協働」の取り組みは極めて重要であり地域協議会としてもその方向で推進すべきであると考えます。しかし「協働」の理念がともすれば「安易な行政の委託化」として実行されていることも危惧され、企画から実行まで「真に市民参加による協働」の施策実行を求めます。

2 「経費削減案の取組について」

大阪市は本年9月「経費削減案の取組について」を発表しました。「不断の財政歳出見直し」は必要ですが、既に「行財政改革」に基づき、諸施策経費・人件費等の削減を進めています。施策変更にかかわっては市民説明を十分行い、意見を尊重すると共に、人件費等にかかわっては関係労組との協議・合意をもとに推進されることを求めます。

3 「維新プログラム」にかかわって

大阪府は「維新プログラム(大阪府財政見直し・削減)」を決定し、この「プログラム」に基づき、大阪市も市民生活に影響する諸施策などを「廃止：変更」しようとしています。市民生活にかかる諸施策の「廃止・見直し」は大阪市として主体的に行うべきであり、必要な施策は大阪府に求めていくことが大切です。施策・人件費の「ビジョンなき見直し・削減連鎖」が危惧され、大阪市の主体的な行政執行を求めます。

4 雇用・労働施策

①野宿生活者問題について、景気対策、就業対策など人権に配慮した抜本的な対策をはかること。

(継続課題)

○昨年回答で「国に対して実効性のある就業支援を講じることを要望」とあります、具体的にどのような要望を行っているか説明を求めます。

○ホームレス問題の解決には「労働政策と福祉政策の具体的且つ有効な連携」が必要であり、大阪市としてどのように展開しようとしているか説明を求めます。

5 景気が悪化し、非正規労働者などに解雇・雇用不安が起これつつあり、大阪市として雇用確保の取り組みを一層強力で推し進めることを求めます。また非正規・不安定就労者などへの相談事業等について諸機関と連携し充実に努めること。

6 子ども・教育施策(一部変更・追加)

①企業として男女がともに働き続けることができる環境づくり、制度の確立や環境整備は各企業が取り組んでいます。しかし、保育所等の設置については企業単位でもつことは困難であることから、市内勤務者に対し就労場所(特に大阪市内中心部)の近隣保育所等の施設の増設・整備を図り、入所者希望者の要望にこたえる対応を行うこと。そのため市民ニーズに即応した大阪市としての次世代育成計画の改訂をはかるとともに、民間保育所・福祉施設で働く労働者の「給与改善費制度」の維持・改善をはかること。

(継続課題)

○昨年度回答で「保育所入所枠の拡大を図る」といわれているが、今年度どのように拡大

されたか。また今年度の「入所待機児童の実態」と今後の具体的解決方策について説明を求めます。

②「食」の安全対策と学校給食の充実(一部変更)

「食」の安全にたいする関心が極めて高くなっており、特に、子どもに対する「食」の安全確保は大切な課題である。「食育」の充実とともに中学校での学校給食の完全実施に向け具体的検討をおこなうこと。

(継続課題)

- 昨年度、中学校昼食について「弁当持参を基本とした上で・・・衛生面、安全面、栄養面に配慮した昼食提供の検討」とありますが、具体的検討内容と進捗状況について説明を求めます。

7 環境施策(一部変更・追加・整理)

大阪市内の総合的な緑化対策と温暖化防止施策を推進すること。そのため「淀川」「大川」「大和川」等を水都・大阪にふさわしい美しい河川として整備促進、市民の憩いの場となるよう緑地帯の整備を行うこと。またCO₂の一層の削減に向け屋上・壁面緑化などを促進すること。

(継続課題)

- 昨年度の回答で「大阪市緑の基本計画に基づき、着実に公園整備」とありますが今年度の具体的進捗状況の説明を求めます。
- またCO₂削減について「市民、事業者、行政が各々の役割に応じた取り組みを進める」としてはいますが、具体的な推進方策の説明を求めます。

8 安心・安全施策

①震災等に対応する「安心・安全な街づくり」を総合的に推し進めること。そのため通路・道路のバリアフリー化、違法駐車対策、違法駐輪対策、帰宅困難者の対策、標識の整備（距離、ルートのみ記）、上下水道の整備（水害対策）等の総合的な対策を図ること。

(継続課題)

- 昨年度回答で「震災時だけでなく、誰もが安全で安心して歩くことができる道路の改善に取り組む」としてはいますが、今年度の進捗状況について説明を求めます。
- 「放置自転車対策に関わり」、本年10月に「元気な大阪をめざす政策推進ビジョン」が発表され、重点項目に「放置自転車ワースト1を返上します」としてはいますが、その観点から具体的方策について説明を求めます。
- 避難誘導に関わる標識設置について、昨年度回答で標識設置などの数値が計上されていましたが、他都市、他国から来阪した際、未だ不十分さも指摘されており、多言語標識など質的充実も含め、設置に向けた取り組み内容について説明を求めます。
- 昨年回答で、風水害に対して「緊急水運用の計画を進める」（上水道）「災害時に活用できるよう下水の高度処理水による防火・生活雑用水供給設備の整備や、仮設トイレ汚水受入れ施設の整備」（下水道）とされていますが、それらの進捗状況の説明を求めます。

- ②安全な町づくりのために、現在実践している活動について検証を行い、地域の安全を推

進する諸団体（連合町会も含めて）と区役所をはじめとする行政機関が、より有効な役割分担をおこない地域住民のニーズにこたえるシステムづくりを行うこと。

（継続課題）

○本年10月に「元気な大阪をめざす政策推進ビジョン」が発表され「街頭犯罪ワーストワンを返上します」としています。昨年度回答で「警察・地域・市民団体等との連携を強化」とありますが、重点政策になったことを踏まえ、今年度の取り組みの説明を求めます。

また昼間人口の多い大阪市として、住民とともに地域で働く勤労者との連携も求められ、行政と地域の勤労者が定期的な意見交換ができる場の設置も必要と考えます。それらの一環として連合地区協議会との区長懇談会の有効活用を検討してはどうかと考えます。

区長懇談会の充実も含め対応を求めます。

③海拔ゼロメートル以下の市域が多くある大阪市は、台風や地震等による水害と常に背中合わせであるといえることから、総合的・抜本的な安全対策を図ること。また、非常時災害時の警報・緊急通報の情報発信や被災情報等の区民への緊急連絡体制の整備を充実すること。さらに災害時の避難所として、公共施設に限定せず、地域の企業や高層の民間施設の利用についても検討を行うこと。

（継続課題）

○ 昨年度回答で「緊急情報を市民に対して複数の手段で発信できるよう総合的な危機管理総合システムを整備します」といわれていますが、その進捗状況について説明を求めます。

○ 津波対策に関わり「湾岸5区」以外での「取り組みを進める」とされていますが、それらの進捗状況の説明を求めます。

○ また、気候変動とも関わり集中豪雨の回数が増しており、昨年回答で「局地的な浸水対策も進める」としていますが、その進捗状況の説明を求めます。

④大阪市は、他市に比べ救急出動件数が極めて多い中にありながら、救急対応は現場到着が早く行なわれています。しかし、心肺停止の傷病者救命に望ましいとされる救急車の到着時間はおよそ5分とされており、現在、救急車の到着10分以上の回数が年間1万件を超えていることから、10分以上の解消に向け必要な体制整備など総合的対策を図ること。また一層病院等との連携が迅速に行えるシステム確立を図ること。

（継続課題）

○ 一層の「一刻も早い現場到着」システムの確立を求めると共に、「病院との連携不足による問題(病院が決まらず、診察・入院ができない)」も社会問題となっており、それらの問題解決に向けた取り組みを求めます。

9 街づくり・交通施策(一部追加・整理)

(1)街づくり、交通政策にかかわり

①安心して生活するため、総合的な街づくり・交通政策を推進すること。

公共交通、私鉄、タクシーなどが有効に連携し、安心して利用できるシステムを検討・実施をすること。

②高齢者や障害者が安全かつ安心した通行ができるよう、エレベーター未設置駅に設置、歩車道の段差解消・市営バスの低床バスの増設・バス停附近の不法駐車対策など交通アクセスの確保を図ること。

(継続課題)

- 昨年度回答で「平成22年度までに全駅で「ホームから地上まで」及び「乗り換え経路」においてエレベーターで移動できるルートを最低1つ確保」とされていますが、今年度の進捗状況の説明を求めます。また計画達成後には一層周辺地域・道路の段差解消に向けた取り組みを求めます。
- 昨年度回答で「市営交通バリアフリー計画完了後の新たな計画についても、今後検討」とされていますが、「新たな計画」の進捗状況について説明を求めます。
- また駅ホームからの落下防止対策について、今後どのように進めていこうとしているか説明を求めます。
- バリアフリーの一環として、低床の赤バス運行がされていますが、今後の運行計画・方向性について説明を求めます。

③放置自転車対策の充実(一部変更)

大阪市内の各ターミナル等には放置自転車が多数存在し、高齢者・障害者の通行などにとってきわめて危険な状態にあり、交通の妨げになっている。駐輪場の整備と共に地域と連携した抜本的な駐輪対策を講ずること。

(継続課題)

- 昨年度の回答で「市民キャンペーンの実施」や「区役所が事務局となった関係機関と地域との連携した取り組み」が言われていますが、放置自転車問題は緊急且つ協力を推し進めるとともに、一層踏み込んだ取り組みが必要であり、強い取り組みを求めます。

○区役所の機能強化・自主財源の確保

市民のもっとも身近な行政機関である区役所の機能を強化し、市民・区民が気軽に相談ができ、意見が反映されるシステムの確立を図ること。そのため、区役所の権限および自主財源の拡充を図ること。

(継続課題)

- 市民が相談した際、即座に対応できるシステム作りが必要です。昨年度の回答で区役所への権限や予算の移譲が進みつつあることは理解し、一層進めていただくよう求めます。特に来年度重点施策として「元気な大阪」ビジョンにおいて「協働をムーブメントに高めます」としていますが、「官製協働」にならないよう「真に市民が企画から施策実行」にかかわるシステム作りをすすめるよう求めます。

以上